

久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、食材費等の物価高騰が保育所等の給食に係る経費（以下この条において「経費」という。）に甚大な影響を与えていることを踏まえ、保育所等が提供する給食の質及び量を維持し、経費の増加による影響を緩和し、及び保育所等を利用する児童の保護者が負担する給食費（以下「給食費」という。）の増加を抑制するため、市内の保育所等に対し、久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金（以下「給付金」という。）を給付する久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「保育所等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で市内にあるもの（市が設置するものを除く。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園で市内にあるもの
- (3) 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた施設で市内にあるもの
- (4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所のうち久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久喜市条例第18号）第28条に規定する小規模保育事業所A型で市内にあるもの

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者は、保育所等を運営するものとする。

(給付金額)

第4条 給付金の額は、令和7年1月初日の保育所等の利用定員に500円及び

令和7年1月から令和7年3月までの期間の月数を乗じて得た額とする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育所等における給食費等高騰対策給付金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 保育所等を利用する児童の保護者への重要事項説明書その他の給食費の額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(給付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して給付の可否を決定し、保育所等における給食費等高騰対策給付金給付（不給付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付の条件)

第7条 市長は、給付金の決定に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請者は、令和7年1月から令和7年3月までの間、給食費を増額しないこと。
- (2) 申請者は、令和7年1月から令和7年3月までの間、給食の質及び量を維持すること。
- (3) 申請者は、保育所等を利用する児童の保護者に対し、給付金の給付を受けることにより前2号に掲げる事項を実施する旨を周知すること。

(請求等)

第8条 第6条の規定により給付の決定を受けた申請者は、保育所等における給食費等高騰対策給付金給付請求書（様式第3号）により市長に給付金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、申請者に対し、給付金を給

付するものとする。

(給付の決定の取消し及び給付金の返還)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたと判明したときは、給付の決定を取り消し、当該申請者に対し、期限を定めて給付した給付金の返還を求めるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、給付金の給付を適正に行うため必要があるときは、申請者に対し、必要事項について報告させ、又は職員に關係帳簿等を調査させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により給付の決定をした給付金については、第8条から第10条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

保育所等における給食費等高騰対策給付金給付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
法人名
代表者職・氏名
（個人の場合は、住所及び氏名）

久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金の給付について、久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設名
- 2 申請額 金 円
- 3 同意事項
 - (1) 令和7年1月から令和7年3月までの間、給食費を増額しないこと。
 - (2) 令和7年1月から令和7年3月までの間、給食の質及び量を維持すること。
 - (3) 保育所等を利用する児童の保護者に対し、給付金の給付を受けることにより(1)及び(2)を実施する旨を周知すること。
- 4 添付書類
 - (1) 重要事項説明書その他の給食費の額が確認できる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

保育所等における給食費等高騰対策給付金給付（不給付）決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました、久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金について、下記のとおり給付（不給付）の決定をいたしましたので、久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

（給付の決定の場合）

1 施設名

2 給付決定額 金 円

3 給付の条件

- （1） 令和7年1月から令和7年3月までの間、給食費を増額しないこと。
- （2） 令和7年1月から令和7年3月までの間、給食の質及び量を維持すること。
- （3） 保育所等を利用する児童の保護者に対し、給付金の給付を受けることにより
（1）及び（2）を実施する旨を周知すること。

（不給付の決定の場合）

不給付の理由

様式第3号（第8条関係）

保育所等における給食費等高騰対策給付金給付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

法人名

代表者職・氏名

㊦

（個人の場合は、住所及び氏名）

久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金の給付について、久喜市保育所等における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 施設名

2 請求額 金 円

3 給付金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			